

【小学校に通うお子さんがいる世帯を対象とした調査】

事業内容と利用料

名称	事業の内容	実施主体	問い合わせ先
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、支援員等の下、児童の安全と健全育成を図るとともに、子どもの生活の場を提供するものです。市内 24 小学校の敷地内に開設しています。 ■利用料等 月額 7,000 円（その他おやつ代、傷害保険料などががかかります。）	小田原市	教育総務課 電話 33-1731
ファミリー・サポート・センター	地域住民による会員相互の支えあいの仕組みです。子どもの預かりサービスや、保育園・幼稚園・放課後児童クラブ・習い事などへの送迎、保護者のリフレッシュ等に利用できます。また、産前産後時の掃除・洗濯・買い物・調理などの家事支援と、沐浴等の手伝いもあります。 ■利用料等 30 分あたり 350 円～450 円（その他おやつ代、交通費などががかかります。） ※ひとり親家庭等を対象に、利用料の一部補助を行っています。	小田原市	子育て政策課 電話 33-1874 ファミリー・サポート・センター事務局 電話 070-1396-1537
子ども食堂	公民館や集会所などにおいて、地域子どもたちに食事の提供や学習支援、体験活動の機会などを提供します。どなたでも利用できます。 ■利用料等 子ども食堂を運営する団体によって異なります。	民間団体	青少年課 電話 33-1723
放課後等デイサービス	支援を必要とする障がいのある就学児童（6 歳～18 歳）を対象に、放課後や休業日に、学校外での集団活動や子どもの状況に応じた発達支援を行う民間のサービスです。 事業所により、知育や運動、音楽など様々な個別療育プログラムを実施しています。 サービスを利用するには、療育の必要性について医師や支援機関等から意見を受けたうえで、市の障がい福祉課に申請し、受給者証の交付を受ける必要があります。 ■利用料等 原則として 1 割負担（但し、非課税世帯の場合は、全額が公費で賄われます。） また、世帯の所得に応じて負担上限月額 4,600 円、9,300 円、37,200 円となります。	小田原市	障がい福祉課 電話 33-1467
おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期における相談支援機能を集約した施設です（所在地 小田原市久野 195 番地の 1）。 ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うことに加え、障害児通園施設つくしんぼ教室、教育相談指導学級しろやま教室、中学校通級指導教室などがあります。	小田原市	子ども若者支援課 電話 46-7112 教育指導課 電話 46-6034

名称	事業の内容	実施主体	問い合わせ先
地 域 情 報 SNS 「PIAZZA（ピア ッザ）」	子育て中の親同士がつながり、子育て関連の情報交換ができるほか、地域の子育て支援施設や利用者が投稿したおすすめスポットを地図に蓄積できる「子育てマップ機能」を搭載しているスマートフォン用アプリです。どなたでも無料で利用できます。	民間事業者 （市 と 協 定）	子育て政策課 電話 33-1874

令和6年1月小田原市